

甲賀市 学校閉校に伴う地域づくりについて

基本方針について 〈令和 8 年 8 月策定〉

1. 策定の背景・目的

全国的な人口減少が進行する中、本市においても平成 17 年(2005 年)をピークに人口減少が加速し、とりわけ 15 歳未満人口の減少が進行するとともに、地域コミュニティの希薄化や地域の担い手不足が大きな課題となっています。

これらの課題解決に向けましては、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指した地域づくりに取り組むなかで、閉校となる学校の利用可能な施設や敷地を今後の地域づくりに資する貴重な共有財産として位置づけ、その利活用の可否と必要性及び周辺公共施設の適正配置を検討することとします。

ついては、学校が閉校する地域におけるこれらの検討を進める指針として、「甲賀市学校閉校に伴う地域づくり基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定しました。

2. 基本方針

学校が閉校する地域における学校施設・敷地の利活用の可否と必要性及び周辺公共施設の適正配置については、学校閉校後の地域づくりに資するものとし、以下の 3 つの方針に基づき、検討を行うこととします。

【方針①】持続可能な住民自治の促進

「学校再編」をひとつの機会として捉え、持続可能で新しいコミュニティのあり方を検討するとともに、いつまでも安心して暮らしつづけるための取り組みを地域との協働により検討します。

【方針②】地域単位の公共施設全体の適正配置

公共施設の最適化を目指し、地域における公共施設を再確認（老朽化、規模、用途等）し、施設の統合、複合化も見据えた適正配置を検討します。

【方針③】公民連携・民間活用等による学校施設等の利活用

学校閉校後の学校施設・敷地は、地域づくりを進める上でどのように利活用できるか、公民連携、民間活用等も含め多角的に検討します。

3. 基本方針の推進

(1) 対象地域との議論の進め方

対象地域は、学校が閉校する地域とします。なお、地域との議論を進めるにあたっては、地域ごとに策定したグランドデザインを考慮しつつ、学区ごとの自治振興会を単位として進めることとします。

(2) 優先的に確保する公共機能について

学校閉校後の地域づくりにおいては、地域コミュニティの維持と防災機能の確保を優先事項とします。

(3) 公民連携・民間活用等の検討について

学校閉校後の学校施設・敷地を活用した公民連携・民間活用等については、地域コミュニティの維持と防災機能の確保を優先とした上で、実現可能性や持続可能性、地域の意向、必要性を踏まえて検討を進めます。

4. 基本方針の位置付けと実現に向けた手順

市は基本方針に基づき、学校が閉校する地域における学校施設・敷地の利活用の可否と必要性及び周辺公共施設の適正配置の方向性について地域との検討を進め、その方向性と実現に向けた手順等を示す「学校閉校に伴う地域づくり基本計画(以下、「基本計画」という。)」を策定します。

その後、市は基本計画を実行するため、学校施設・敷地の利活用等に着手します。

【位置付け】

「甲賀市学校閉校に伴う地域づくり基本方針」〈令和8年8月策定〉

- 学校が閉校する地域における学校施設・敷地の利活用の可否と必要性及び周辺公共施設の適正配置を検討する**市全体**の指針。

【手順】

① 「学校閉校に伴う地域づくり基本計画」(学校が閉校する地域)

- 学校が閉校する地域における学校施設・敷地の利活用の可否と必要性及び周辺公共施設の適正配置について地域との議論を進め、その方向性や実現に向けた手順を示した基本計画を市が策定します。
- 学校が閉校する地域が同時期に複数生じる場合は、必要に応じて各地域における検討状況を共有する仕組みづくりを進めます。



② 学校施設・敷地の利活用及び周辺公共施設の適正配置の具体化

- 学校施設・敷地の利活用及び周辺公共施設の適正配置の具体化を進めます。

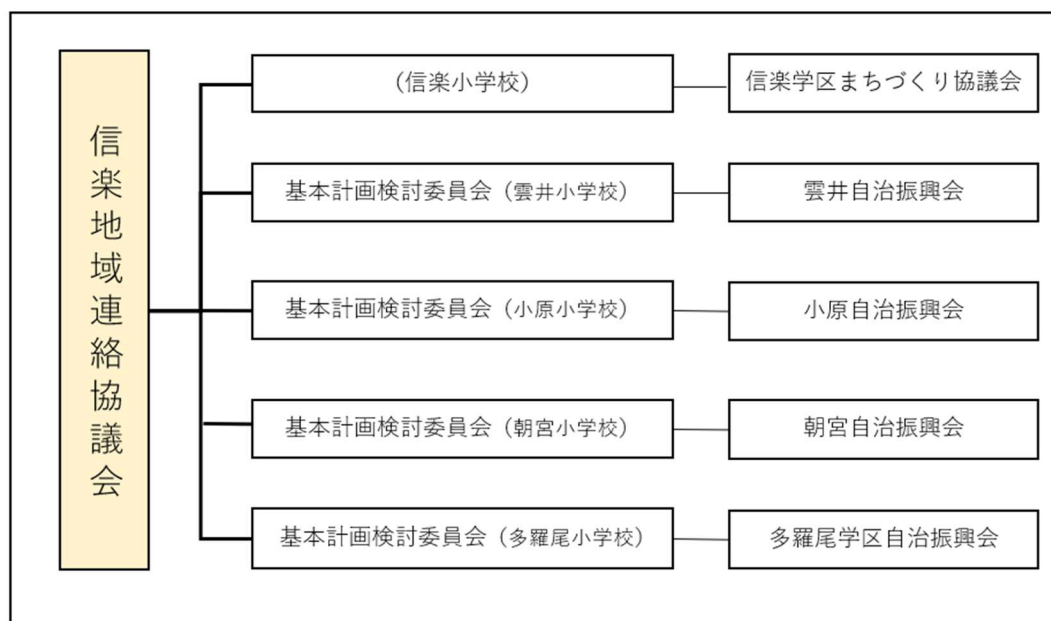
信楽地域における進め方について

1. 概要

信楽小学校の改築工事完了後の再編校開校を見据え、地域ごとに進捗が図れた地域から「学校閉校に伴う地域づくり基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、令和10年度以降の出口を見据えた実効性のある取り組みとします。

2. 基本計画の策定に向けた地域との検討体制の構築

信楽地域では、同時期に5校を閉校し、そのうち4地域において、学校閉校に伴う学校施設・敷地の利活用等の検討を要することから、「信楽地域連絡協議会」を設置し、各地域の「基本計画検討委員会」における検討状況を、信楽地域全体で情報共有しながら検討を進めます。



【信楽地域連絡協議会】

- ・ 情報共有の場。協議会の構成員は、各自治振興会の会長・副会長。
- ・ 承認及び決定権は持たず、委員長・副委員長の選出は行いません。

【基本計画検討委員会】

- ・ 閉校となる地域単位で、基本計画の策定に向けた検討を進めるための機関。
- ・ 委員数は最大15名を予定。委員長・副委員長は、各自治振興会の会長・副会長。

3. 基本計画の構成

基本計画については、学校が閉校する地域における学校施設・敷地の利活用及び周辺公共施設の適正配置に関する計画であることから、今後の地域づくりを見据えたハード整備を含む計画となります。

このことから、基本計画においては、学校閉校後の学校施設・敷地の取り扱いの方向性（公共転用、公民連携、民間譲渡・売却、除却）や周辺公共施設の適正配置を示す部分と、これらの規模感や実現に向けた手順を示す部分の2部構成で検討を進めます。

4. 今後のスケジュール（基本方針の策定と基本計画の検討）

※学校再編に伴う地域づくりの関連事項のみ記載

時期	
令和8年度 8月	○ <u>基本方針策定</u>
9月8日	○信楽中学校区学校再編準備委員会に向けた説明
9月15日	○（信楽地域）自治振興会役員に向けた説明会 ・ 基本方針の説明 ・ 各地域との議論の進め方
12月～1月	○地元説明会の開催案内（区長文書、組回覧）
1～2月	○学校閉校となる4地域における地元説明会 ・ 基本方針の説明 ・ 各地域との議論の進め方（検討委員の選出依頼）
令和9年度 4～5月	○各地域における第1回基本計画検討委員会の開催 ○各地域において基本計画検討委員会の継続開催
9月	○第1回 信楽地域連絡協議会の開催 ・ 進捗状況の共有
3月	○第2回 信楽地域連絡協議会の開催 ・ 進捗状況の共有 ○再編校4校の閉校
令和10年度 4月以降	○事業実施または基本計画の継続検討 ※各地域における基本計画作成の進捗と財源確保の状況による。